

居宅介護支援重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 合同会社 香凛
- (2) 法人の所在地 岐阜市栗野東4丁目336
- (3) 電話番号 058-201-5547
- (4) 代表者氏名 斎 藤 香 織
- (5) 設立年月日 令和6年6月6日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の名称 ケアプランセンターひまわり
- (3) 事業所番号 2170115758
- (4) 事業所の所在地 岐阜市栗野東4丁目336 FAIRYHOUSE CHOYA 105号
- (5) 連絡先 電話番号 058-201-5547
FAX番号 058-201-5548
- (6) 管理者 斎 藤 香 織
- (7) 通常の事業の実施地域 岐阜市 山口市
- (8) 事業の目的及び運営方針
 - ①目的 指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者に対し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し適切に介護サービスの提供することを目的とする。
 - ②運営方針 介護状態等となった高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (9) 営業日・営業時間
月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
ただし、祝日及び8/15、年末年始（12/29～1/3）は除く

(10) 職員配置

管理者 常勤 1 名（介護支援専門員と兼務）

3 サービスの利用、居宅介護支援の内容

(1) アセスメント

自宅を訪問し、身体状態や、困りごとを聞き取ります。事前に了解を得て、主治医から意見を聴取することがあります。

(2) ケアプラン作成

アセスメントを基に利用者、家族と相談の上、居宅サービス計画<<ケアプラン>>を作成します。居宅サービス計画の作成にあたり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(3) サービス提供者との連絡調整

ケアプランに沿って各サービス事業者とのサービス担当会議、連絡調整によりサービス利用までの支援をします。会議はテレビ電話等の通信機器を使用する場合があります。

(4) 毎月の確認

サービス開始後も1ヵ月に1回以上自宅を訪問、ケアプランや利用サービスに問題はないか確認し、必要な対応をとります。

(5) ケアプランの変更

利用者・家族が希望した場合や、居宅サービス事業者ないし当事業所が必要と判断した場合、十分な協議と合意の上でケアプランの変更を行います。

(6) 給付管理

毎月、利用者が利用した介護保険対象サービス実績を確認、給付管理票を作成、国民健康保険連合会に提出するなど行います。

(7) 要介護認定、更新申請等援助代行

利用者が居宅介護サービスを利用する上で必要な要介護度の認定申請、及びその更新、または区分変更の申請について援助し、代行します。

(8) 介護保険施設の紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められたときや、希望した場合、介護保険施設(介護老人福祉施設や老人保健施設等)の紹介、その他の便宜を提供します。

4 利用料

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、公費(都・市区町村など)により全額給付されるので 自己負担はありません。

※ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき国が定める介護報酬に準ずる額全額をいただく場合があります。

※居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降に発生します。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。支援サービスの提供の都度お支払いいただきます。

5 秘密の保持

事業者及び介護支援専門員、その他の職員は、正当な理由がなく、サービスを提供するうえで知りえた契約者又はその家族等に関する秘密を漏らさないものとします。

事業者は、担当者会議等において契約者の個人情報を用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族等の個人情報を用いる場合はその家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

6 公平性・中立性の確保

居宅サービスの作成書においては、指定事業サービス事業者の選定又は推薦に当たり、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

7 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

8 緊急時等の対応

指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する苦情

(1) サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

1 ケアプランセンターひまわり

電話 058-201-5547 Fax 058-201-5548

【担当窓口】 管理者 斎藤香織

(2) 公的な相談・苦情窓口

①岐阜市役所 介護保険課

岐阜市司町40-1

電話番号 058-265-4141

受付時間 午前8時45分から午後5時30分迄（土日祝日を除く）

②山県市役所 健康介護課

山県市高木1000番地1

電話番号 0581-22-6837

受付時間 午前8時45分から午後5時30分迄（土日祝日を除く）

③岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-275-9826

受付時間 午前9時から午後5時迄（土日祝日を除く）

④岐阜県運営適正化委員会（社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内）

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-278-5136

受付時間 午前9時から午後5時迄（土日祝日を除く）

10 虐待防止への対策

事業者は人権の擁護、虐待の発生または再発を防止するため、虐待に対する研修や解決に向けた取り組みを各関係機関と連携していきます。

11 身体拘束等について

事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 感染症への対策

事業者は、感染症等リスクマネジメントマニュアルを作成し、感染症への対応や感染が判明した際は迅速かつ適切に対応するとともに、その原因を解明し、対策を実施し再発予防に努めます。また感染対策を講じていきます。

13 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でも利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また定期的に業務継続計画の見直しと変更を講じます。

14 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により利用者の 生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

15 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当介護支援専門員の名前、事業所名、連絡先を入院先の医療機関にお知らせして頂くようお願いします。

16 その他

利用者またはそのご家族等が、事業者や職員に対して次の事由に該当した場合は、事業者は 文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することがあります。

①ハラスメント(身体的、精神的暴力・性的な嫌がらせ)などの行為

②同意なく職員の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

以上指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ケアプランセンターひまわり

説明者 職名 介護支援専門

員

氏名 斎藤 香織

⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

⑩

代筆者 住所

氏名

⑩

(ご関係

)